



平成21年5月29日

各 位

会 社 名 株式会社 葵プロモーション
代 表 者 代表取締役社長 高瀬 哲
(コード番号9607 東証第一部)
問 合 せ 先 専務取締役 八重樫 悟
TEL03(3779)8000

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月29日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成21年6月26日開催予定の第46回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の現行定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿につきましては、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

また、株主の皆様の権利行使に関する手続を株式取扱規則の中で定めることを明確にするため、現行定款第13条において所要の変更を行なうものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日(金曜日)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 ~ 第6条 〔条文省略〕	第1条 ~ 第6条 〔現行どおり〕
<u>第7条(株券の発行)</u> <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u>	〔削除〕
第8条 ~ 第9条 〔条文省略〕	第7条 ~ 第8条 〔現行どおり〕
第10条(单元未満株式についての権利) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第9条(单元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 〔条文省略〕 (2) 〔条文省略〕 (3) 〔条文省略〕 (4) 〔条文省略〕	(1) 〔現行どおり〕 (2) 〔現行どおり〕 (3) 〔現行どおり〕 (4) 〔現行どおり〕
第11条 〔条文省略〕	第10条 〔現行どおり〕
<u>第12条(单元未満株券の不発行)</u> <u>当社は、第7条にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。</u>	〔削除〕
第13条(株式取扱規則) 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。	第11条(株式取扱規則) 当社の株式に関する取扱い及び手数料、 <u>株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。</u>
第14条(株主名簿管理人) 〔条文省略〕 〔条文省略〕	第12条(株主名簿管理人) 〔現行どおり〕 〔現行どおり〕
当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、 <u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社では取扱わない。</u>	当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、 <u>当社では取扱わない。</u>
第15条 ~ 第46条 〔条文省略〕	第13条 ~ 第44条 〔現行どおり〕
〔新設〕 〔新設〕	(附則)
〔新設〕	第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u>
〔新設〕	第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>
〔新設〕	第3条 <u>本附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u>